

鈴鹿オフィスワーク医療福祉専門学校

介護住環境科

学則

第一章 組織及び目的

第1条 介護に携わる者が業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

第2条 本研修事業は介護職員初任者研修課程（通学形式）で、名称は「介護住環境科」とする。

事業所指定番号 2425040116

第3条 実施主体並びに本研修事業の実施場所は

学校法人 鈴鹿文化学園

鈴鹿オフィスワーク医療福祉専門学校

鈴鹿市住吉1丁目23-12

第二章 対象者、研修期間及び定員と募集期間

第4条 対象者は、原則として、将来介護職員として従事することを希望する満16歳以上の者。
また、開講日初日に指定する方法で本人確認を行う。

第5条 本研修事業の研修期間は、1課程につき、原則として8ヶ月以内とする。

第6条 本研修課程の定員は、1課程につき、原則として15名以内とする。

第7条 本課程の募集期間は、三重県から指定を受けた日から開講の1日前までとする。

第三章 教員組織及び授業時数他

第8条 研修カリキュラム及び教員は別添（第1—2号様式）の通り。

第8条の2シラバスは別紙の本校ホームページ（www.soc.ac.jp）「介護職員初任者研修」のリンクを参照してください。

第9条 担当講師、科目は別紙（第1—5号様式）のとおり。

第四章 受講時期、受講手続き、修了認定方法及び受講資格取り消し

第10条 研修開始時期は令和2年9月10日以降とする。

第11条 研修事業執行及び受講手続きは鈴鹿オフィスワーク医療福祉専門学校生涯学習課において取り扱う。

第12条 本研修事業の修了者は修了証明書及び修了証明書（携帯用）を授与する。

また、三重県に報告すると同時に本校の修了者名簿に登録し永久に保管管理する。

第13条 本課程の修了には研修修了認定評価を行い、学校長が適正と認めた場合に修了認定を行う。

第14条 次の各号の一つに該当するものについては、受講資格を取り消すことがある。

① 授業態度が悪く改善の見込みがないと学校長が判断した場合

② 学力劣等で修了の見込みがないと認められる者

第15条 やむを得ず当研修を欠席した場合は、その欠席科目について、三重県の定める実施要項「通信で実施できる科目ごとの上限時間と科目の総時間」に定める範囲内の場合はレポートによる補講措置を行う。但しその上限を越えて欠席した場合対面による授業を実施する。この場合1時間1,000円の費用を徴収する。

第五章 受講料等

第16条 本研修事業の養成課程の受講料は無料とする。

また、教材は「中央法規出版 介護職員初任者研修課程テキスト5,500円を使用し別途徴収する。

第16条の2教科書代は開講日の当日までに完納しなければならない。

第17条 テキスト、コピー代金等の実費は受講者負担とする。

第六章 免除科目

第 18 条 本講座は各種資格を有するものに免除科目を設けないこととする。

第七章 研修修了の認定方法

第 19 条 修了評価方法は本校ホームページ (www.soc.ac.jp) 「介護職員初任者研修」のリンク を参照して下さい。

第 20 条の 2 修了評価筆記試験の不合格者は担当講師による補講のうえ、再評価を実施する。但し、再評価の実施回数は 3 回迄とし、3 回不合格の者は修了不可とする。

以上